



トピックス…①

令和3年度事業計画等の決定

本会議は去る3月10日、第373回理事会並びに臨時会員総会を開催（WEB開催）し、令和3年度（第60年度）事業計画などを決定した。同会議では、退任した丹羽篤司監事の後任として、西野 一氏（ホクレン酪農畜産事業本部長）が選任された。ここでは、令和3年度事業計画の重点事項を紹介する。

令和3年度は、酪農家が「誇り」、「やりがい」、「夢」を持てる酪農産業の確立を目指し、また、コロナ禍の社会環境を踏まえ、『生乳生産者が今後とも安心して生乳生産できる環境』を実現できるよう、生乳需給安定化・生産基盤強化、指定団体の組織機能強化・流通対策、酪農理解醸成活動を重点事項として、以下の事業を実施する。

（1）生乳需給安定化・生産基盤強化事業

コロナ禍において、生乳需給は緩和傾向にあるが、需要期に安定した生乳供給を行うためには、特に都府県において引き続き生産基盤強化の取り組みを推進する必要があることから、令和3年度から3年間の増産・維持を基本とする中期需給安定化対策を継続する。具体的な事業内容の概要は次の通りである。

- ①指定団体別に畜安法に基づく年間販売計画を基本とした出荷目標数量を設定する。
- ②乳製品在庫量が増加傾向にある中、自然災害等の影響も含め、年間の飲用需要期と不需要期における需給格差が拡大している状況を踏まえ、指定団体・全国連間の連携を引き続き密にするとともに、広域輸送の体制の拡充等を通じた、需要期も含めた飲用需要への生乳の安定供給の実現について、必要な検討を行う。
- ③適切な輸入枠の設定・運用が行われされるよう、政府への働きかけを行う。
- ④コロナ禍における需給調整リスクの一部地域の偏在化等の課題に対応するため、平準化対策を実施する。

（2）指定団体の組織機能強化・流通対策

生乳流通制度改革から3年が経過し、かつ指定団体において、新たな「生産局長通知」に基づく『業務推進計画』の作成及びその取組が求められることが見込まれるなか、指定団体の組織・需給調整機能等を含めた受託販売事業の強化への支援を行う。具体的な事業内容の概要は次の通りである。

- ①指定団体の生乳取引交渉を側面から支援するため、酪農経営及び牛乳乳製品市場等に係る動向を収集・分析のうえ、必要な情報提供等を実施する。
- ②新制度下における環境変化を踏まえた指定団体の組織・需給調整機能の強化・運営への支援、受託販売に係る法務面などの課題に関する専門的な対応を行う。
- ③『生乳生産管理マニュアル』、『集乳業における

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書』などの普及啓発、「オリンピック・パラリンピックの開催を想定した生産現場での防疫体制の再確認」、「生乳生産現場における「記帳・記録・保管」の取り組み支援」などを実施する。

（3）酪農・国産牛乳乳製品理解促進広報事業

『生乳生産者が、今後とも安心して生乳生産できる環境』を実現するため、生乳需給の安定に資するよう以下の事業に取り組む。なお、コロナ禍の社会環境が継続することを踏まえた事業を展開するとともに、ウェブを通じた情報発信を強化する。具体的な事業内容の概要は次の通りである。

- ①「酪農全国基礎調査」の結果について、各種媒体等を活用した周知や酪農関係者に対する説明会の開催等を行う。また、必要に応じて追加的な調査や情報収集等を実施する。
- ②「酪農家（関係者）」、「生活者（流通）」のターゲット別に、有効な媒体を活用、情報発信を展開し、需給安定化等に資する。
- ③新型コロナウイルス感染症の動向や酪農情勢等を踏まえつつ、「牛乳の日・牛乳月間（6月）」に加えて「不需要期（年末年始・年度末時期）」を重点に、指定団体や全国連等と連携した統一的・一体的な活動展開に配慮する。
- ④飼養衛生管理基準の遵守及び感染症防疫マニュアル並びに新型コロナウイルスを想定した消費者交流活動（酪農体験）におけるガイドラインに則った取り組みを徹底しつつ、ウェブの有効活用を含めた交流活動実践者への支援活動を実施する。

（4）その他

上記のほか、農畜産業振興機構等が公募する補助事業への応募による生乳生産基盤強化や指定団体の生乳流通合理化支援等の補助事業、牛乳消費の定着化を図る「牛乳定着化・地域支援事業」、各地域での取り組みを支援する「理解促進広報事業」を継続する。

とくに、「理解促進広報事業」は、各地域での需給改善に向けた取り組みが円滑に行われるよう必要な見直しを行うほか、令和2年度に緊急的に実施した不需要期における指定団体での牛乳等の無償提供等に対する支援事業は、年度当初に予算化し継続する。